

## 至誠館大学教職課程委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第7条の規定に基づき、教職課程委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教員養成の理念（養成する教員像）及び基本方針の策定に関すること。
- (2) 教職課程の運営に関すること。
- (3) 教育行政機関等関係機関との調整・連携に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 教務部長
- (4) 教職専任教員
- (5) 課程認定を受けている専攻から選出された教員各1名
- (6) 事務局長

(任期)

第4条 前条第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長をもって充てる。副委員長は学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が特に必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることがある。

(運営委員会等)

第8条 第2条の審議事項を円滑に運営するために、委員会の議を経て、運営委員会等を置くことができる。

- 2 運営委員会等に関する規程は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員会で定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

制定	平成15年	5月28日	(制定)
改正	平成19年	4月1日	(第1回改正)
	平成23年	4月1日	(第2回改正)
	平成26年	4月1日	(第3回改正)
	平成31年	4月1日	(第4回改正)
	令和6年	4月1日	(第5回改正)